

## 保険金審査会審査状況について

(2013年9月末)

保険金をお支払しないと判断いたしました事案を中心に外部の専門家目での妥当性の検証を行うため、社外有識者（弁護士、医師、大学教授、消費者団体代表）で構成する「保険金審査会」ならびに弁護士、医師で構成する「一般審査部会」「第三分野審査部会」「無責免責不服申立部会」を設置しています。

「保険金審査会」は原則隔月1回開催、「一般審査部会」「第三分野審査部会」「無責免責不服申立部会」は原則毎週開催し、各事案とも厳正に審査が行われ、審査結果に基づきしかるべき手続きがされております。

また、保険金をお支払しないと判断するに際して、その根拠や調査内容が不十分である事案については、再度調査を行うように保険金審査会から指示がだされ、慎重な対応がとられております。

第三分野商品、自動車保険、傷害保険で実際に審査いたしました事案件数と内訳は、下表のとおりとなっています。審査事例につきましては資料1、資料2をご参照ください。

保険種類	事 例	審査件数	
		2012年度	2013年9月末
第三分野 (除く傷害保険)	告知漏れがあるものの告知義務違反による不払いは妥当ではなく保険金はお支払すべきであると判断した事例	2件	—
	「ご請求いただいた疾病」と「告知いただけなかった疾病」が同一疾病もしくは同一疾病ではないが因果関係があり、告知義務違反により保険金はお支払できないと判断した事例	15件	12件
	保険加入前より疾病が存在する(始期前発病)ものの、ご請求いただいた疾病と一連の病気とまでは認められず保険金はお支払すべきであると判断した事例	1件	—
	保険加入前より疾病が存在する(始期前発病)、保険契約時にお支払しないと定めた疾病に該当する(特定疾病等不担保特約)、その他約款上お支払できないと判断した事例	42件	30件
小計	①	60件	42件
自動車保険 傷害保険等	請求内容、事故原因が疾病であることから保険金はお支払できないと判断した事例	99件	19件
	死亡原因が必ずしも疾病であるとはいえず保険金はお支払すべきであると判断した事例	—	2件
	飲酒(酒気帯び)運転により保険金はお支払できないと判断した事例	11件	1件
	自殺行為により保険金はお支払できないと判断した事例	11件	2件
	その他保険約款等から保険金はお支払できないと判断した事例	90件	43件
	その他保険約款等から保険金はお支払すべきであると判断した事例	2件	2件
小計	②	213件	69件
合計	①+②	273件	111件

## 【第三分野商品審査事例】①

事例	告知漏れがある（告知義務違反）ケースで、不払いは妥当ではなく保険金はお支払すべきであると判断した事例と、お支払できないと判断した事例
判断のポイント	第三分野商品で疾病をお支払の対象としている医療補償保険などの場合にはご契約時に過去の治療歴等をお尋ねすることがございますが、正確な告知がございませんとお支払できない場合がございます（告知義務違反）。その判断に際しては、「告知いただけなかった疾病」と「ご請求いただいた疾病」の因果関係の有無や、告知いただけなかったことにつきお客様に故意や重過失があるかなどを総合的に勘案し、適切な判断に努めております。
お支払すべきと判断した事例	<p>●医療補償保険 「狭心症」につきご請求いただいた事案で、告知いただけていなかった「高血圧症」とご請求の「狭心症」の間に直接的な因果関係は認められないとの主治医見解を確認し、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p> <p>●医療補償保険 「緑内障」「白内障」につきご請求いただいた事案で、「緑内障」については告知義務違反が明確につき保険金のお支払ができないのはやむを得ないものの、「白内障」に係る部分については十分に認識しにくい状況にあり「緑内障」との因果関係も認められないことから、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。</p>
お支払できないと判断した事例	<p>●医療補償保険 「大腸ポリープ・慢性胃炎」につきご請求いただいた事案で、告知日以前に「大腸ポリープ」の指摘を受け、断続的に検査入院を繰り返し経過観察中の状況であったことから、告知義務違反として保険金のお支払ができないのは、やむを得ないと判断いたしました。</p> <p>●医療補償保険 「心筋梗塞」につきご請求いただいた事案で、「狭心症」の治療歴があり、以後月1度の通院と毎日の投薬治療を続けており、告知時においても加療中であったもの。告知いただけなかった「狭心症」は今回ご請求いただいた「心筋梗塞」と因果関係があり、告知義務違反として保険金のお支払ができないのは、やむを得ないと判断いたしました。</p>

<b>事例</b>	保険加入前より疾病が存在する（始期前発病）ケースで、不払いは妥当ではなく保険金はお支払すべきであると判断した事例と、お支払できないと判断した事例
<b>判断のポイント</b>	保険金をご請求いただく原因となった疾病が、初年度契約（継続されてきた保険契約の最初の保険契約）始期より前に発病していた場合、保険金をお支払できない場合がございます（始期前発病）。その判断に際しては、「始期前に発病していた疾病」と「ご請求いただいた疾病」の同一性や、保険始期前の発病から治療を要する状態が継続しているかなどを総合的に勘案し、適切な判断に努めております。
<b>お支払すべきと判断した事例</b>	●医療補償保険 「慢性副鼻腔炎」についてご請求いただいた事案で、ご契約始期前に「副鼻腔炎」の受療歴が認められたが、治療中断がありご請求疾病と治療の継続性のある一連の病気であるとは認められないとして、保険金はお支払すべきであると判断いたしました。
<b>お支払できないと判断した事例</b>	●医療補償保険 「糖尿病」についてご請求いただいた事案で、ご契約始期前の血液検査で「要治療(糖尿系)」を指摘され、その後も治療継続していることから、始期前に「糖尿病」が発病していると認められ、保険金のお支払ができないのはやむを得ないと判断いたしました。

<b>事例</b>	<b>特定疾病補償対象外特約でお支払できないと判断した事例</b>
<b>判断のポイント</b>	第三分野商品で疾病をお支払の対象としている医療補償保険などの場合にはご契約時に過去の治療歴等をお尋ねし、告知内容に基づき保険金をお支払できない疾病を特定させていただく場合がございます。補償対象外とした疾病に該当するかの判断に際しては、「ご請求いただいた疾病」との同一性につき検証の上、適切な判断に努めております。
<b>お支払できないと判断した事例</b>	●所得補償保険 「右中耳腫瘍」を補償対象外疾病としたご契約で「右顔面神経麻痺」につきご請求いただいた事案。「右顔面神経麻痺」は補償対象外疾病「右中耳腫瘍」に対する医療行為の直接の結果として不可避免的に発生するものであり、治療は「右中耳腫瘍」の治療の一環と認められるため、補償対象外疾病に該当し保険金のお支払ができないのは、やむを得ないと判断いたしました。

資料2

【自動車保険、傷害保険等審査事例】①

事例	死亡原因が「疾病」であるか否かにつき、保険金はお支払すべきであると判断した事例と、保険金はお支払できないと判断した事例
判断のポイント	一般的に自動車保険、傷害保険では「疾病（病気）」や「疾病を原因とする死亡」は保険金のお支払の対象となっておりません。 （傷害保険で疾病特約を付帯していただいている場合、第三分野商品のうち医療補償保険、医療費用保険、所得補償保険、介護費用保険などの場合に「疾病」が保険金のお支払の対象となります。）
お支払すべきと判断した事例	● <u>傷害総合保険（傷害保険金）、自動車保険（人身傷害保険金）</u> お客様が自転車搭乗中に転倒し、意識不明の状態で見つかり亡くなられた事案。死亡診断書上の直接死因は「低酸素脳症」でしたが、意識喪失が発生し得うる鼻骨骨折や前額部の骨折が認められ、鼻骨骨折に伴う出血により、気道に血液が詰まり呼吸障害を引き起こした可能性が高いこと、突然意識消失するような既往症も確認されなかったことから保険金のお支払をすべきであると判断しました。
お支払できないと判断した事例	● <u>傷害総合保険（傷害保険金）</u> お客様が入浴中に浴槽内で発見され、数時間後に亡くなられた事案。直接死因は「急性心筋梗塞」で病死であること、外傷所見が確認できないこと、「高血圧」等の循環器系の既往症が判明していること等から死亡原因は疾病であり、保険金のお支払ができないのはやむを得ないと判断いたしました。

事例	「飲酒（酒気帯び）運転」により保険金はお支払できないと判断した事例
判断のポイント	酒に酔って正常な運転ができない恐れがある状態、法令に定める酒気帯び運転もしくはそれに相当する状態でお車を運転して事故をされた場合、お怪我等について保険金のお支払ができない場合がございます。法令に定める酒気帯び運転とはアルコール濃度が血液1ml（ミリリットル）につき0.3mg（ミリグラム）または呼気1l（リットル）につき0.15mg（ミリグラム）が基準となります。
主な具体事例	● <u>自動車保険（人身傷害保険金）</u> 運転されていたお車が道路脇の電柱に衝突し、お客様が亡くなられた事案。血中アルコール濃度が法令上の酒気帯び運転の基準0.3mg/mlを上回っていることから、保険金のお支払ができないのはやむを得ないと判断いたしました。  ● <u>いきいき生活傷害保険（傷害保険金）</u> 運転されていたお車が川に転落し、お客様が亡くなられた事案。血中アルコール濃度が法令上の酒気帯び運転の基準0.3mg/mlを上回っていることから、保険金のお支払ができないのはやむを得ないと判断いたしました。

資料2

【自動車保険、傷害保険等審査事例】②

事例	「自殺行為」により保険金はお支払できないと判断した事例
判断のポイント	お客様が自殺行為で亡くなられた場合には、自動車保険、傷害保険等では保険金のお支払の対象となっていません。
主な具体事例	<p>●自動車保険（人身傷害保険金、搭乗者傷害保険金）</p> <p>お客様が駐車中の車内で亡くなられていたのが発見された事案。死亡原因が一酸化炭素中毒であること、自殺の動機が明らかであること等から事故はお客様の自殺行為によるものであり、保険金のお支払ができないのはやむを得ないと判断いたしました。</p>

事例	その他保険約款等から保険金はお支払できないと判断した事例
主な具体事例	<p>●自動車保険（搭乗者傷害保険金）</p> <p>お客様がお車の正規の乗車装置に搭乗していない状態で事故が発生し亡くなられた事案。搭乗者傷害保険の場合には、お客様が「正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中」である場合に保険金のお支払の対象とすることから、お支払できないのはやむを得ないと判断いたしました。</p>